

国立民族学博物館文献図書資料等事業利用内規

平成19年5月15日
館長裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、国立民族学博物館民族学資料利用規則（以下「利用規則」という。）第2条第2項の規定に基づき、利用規則第2条第1項第5号に定める文献図書資料及び情報課が保管する研究アーカイブズ資料（以下「資料」という。）の事業利用について、必要な事項を定めるものとする。

(事業利用を行うことができる者)

第2条 利用規則第3条の定めにかかわらず、資料の事業利用を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 国立民族学博物館（以下「本館」という。）の職員で事業を担当する者
- (2) その他館長が特に認めた者

(事業利用の手続き)

第3条 資料の事業利用を行おうとする者は、当該事業実施日の1ヶ月前までに民族学資料事業利用申請書（様式第1号）を館長に提出して許可を受けなければならない。

2 前項の申請にあたっては、所管の会議等の審議を経て承認を受けた事業に限る。

(利用期間)

第4条 資料の利用期間は申請期間内とし、事業終了後は速やかに返却するものとする。

(事業利用の制限)

第5条 次の各号に該当する場合は、資料の事業利用を制限することができる。

- (1) 資料の保存に悪影響が生ずると認められる場合
- (2) 資料の利用及び保管状況が好ましくないと認められる場合
- (3) 本館の事務処理に支障が生ずると認められる場合

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、資料の事業利用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この内規は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。